

第3章 通学費等返還免除額の算定方法

対象経費	…	通学費等の1月当たりの実費相当額
控除額（月額）	…	通学費10,000円、下宿費等12,000円
返還免除額	…	奨学金の貸与月額又は通学費等の1月当たりの実費相当額（千円未満の端数は切捨て） のいずれか低い方の額から控除額を差し引いた額

1 通学費

(1) 公共交通機関利用の場合

① 定期券（月単位）

ア 1月定期

a 1月当たりの通学費が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	…	18,000円
1月定期	…	25,500円→25,000円(千円未満切捨て) ⇒25,000円 > <u>18,000円</u>
返還免除額	…	18,000円(奨学金月額) - 10,000円(控除額) = 8,000円/月

b 1月当たりの通学費が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	…	18,000円
1月定期	…	15,800円→15,000円(千円未満切捨て) ⇒ <u>15,000円</u> < 18,000円
返還免除額	…	15,000円(1月定期) - 10,000円(控除額) = 5,000円/月

イ 3月定期

a 1月当たりの通学費が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	…	18,000円
3月定期	…	60,000円
1月当たりの額	…	60,000円 ÷ 3月 = 20,000円 ⇒20,000円 > <u>18,000円</u>
返還免除額	…	18,000円(奨学金月額) - 10,000円(控除額) = 8,000円/月

b 1月当たりの通学費が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	…	23,000円
3月定期	…	34,000円
1月当たりの額	…	34,000円 ÷ 3月 = 11,333円 → 11,000円(千円未満切捨て) ⇒ <u>11,000円</u> < 23,000円
返還免除額	…	11,000円(1月当たりの額) - 10,000円(控除額) = 1,000円/月

② 学期定期（学期対応）

有効期間日数を30日で除し、月数に換算（30日未満の日数は切捨て）し算定する。

ア 有効期間が119日の場合

a 1月当たりの通学費が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	…	18,000円
学期定期	…	60,000円
換算月数	…	119日 ÷ 30日 = 3月(29日)
1月当たりの額	…	60,000円 ÷ 3月 = 20,000円 ⇒20,000円 > <u>18,000円</u>
返還免除額	…	18,000円(奨学金月額) - 10,000円(控除額) = 8,000円/月

b 1月当たりの通学費が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	…	18,000円
学期定期	…	42,640円
換算月数	…	119日 ÷ 30日 = 3月(29日)
1月当たりの額	…	42,640円 ÷ 3月 = 14,213円 → 14,000円(千円未満切捨て) ⇒ <u>14,000円</u> < 18,000円
返還免除額	…	14,000円(1月当たりの額) - 10,000円(控除額) = 4,000円/月

イ 有効期間が121日の場合

a 1月当たりの通学費が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	・・・ 18,000円
学期定期	・・・ 80,000円
換算月数	・・・ $121日 \div 30日 = 4月(1日)$
1月当たりの額	・・・ $80,000円 \div 4月 = 20,000円 \Rightarrow 20,000円 > 18,000円$
返還免除額	・・・ $18,000円(奨学金月額) - 10,000円(控除額) = 8,000円/月$

b 1月当たりの通学費が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	・・・ 18,000円
学期定期	・・・ 48,200円
換算月数	・・・ $121日 \div 30日 = 4月(1日)$
1月当たりの額	・・・ $48,200円 \div 4月 = 12,050円 \rightarrow 12,000円(千円未満切捨て)$ $\Rightarrow 12,000円 < 18,000円$
返還免除額	・・・ $12,000円(1月当たりの額) - 10,000円(控除額) = 2,000円/月$

③ 公共交通機関を乗り継ぐ場合

それぞれの1月当たりの額を算定し合算する。

電車とバスを乗継ぐ場合

奨学金月額	・・・ 18,000円
学期定期(電車)	・・・ 27,800円
換算月数	・・・ $119日 \div 30日 = 3月(29日)$
1月当たりの額	・・・ $27,800円 \div 3月 \approx 9,266円 \rightarrow 9,000円(千円未満切捨て)$
1月定期(バス)	・・・ $5,600円 \rightarrow 5,000円(千円未満切捨て)$
電車月額+バス月額	・・・ $9,000円 + 5,000円 = 14,000円$ $\Rightarrow 14,000円 < 18,000円$
返還免除額	・・・ $14,000円(電車月額+バス月額) - 10,000円(控除額) = 4,000円/月$

(2) スクールバス利用の場合

学期定期の算定方法1(1)②を御参照ください。

(3) 自家用車を利用する場合

1日の通学(走行)距離の1km未満の端数を切り捨てし、1km当たりの単価を25円、1か月を20日として算定する。

① 1月当たりの通学費が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	・・・ 18,000円
通学距離片道	・・・ 25.7km
1日の距離	・・・ $25.7km \times 2(往復) = 51.4km \rightarrow 51km(1km未満切捨て)$
1月の距離	・・・ $51km \times 20日 = 1,020km$
1月の通学費	・・・ $1,020km \times 25円 = 25,500円 \rightarrow 25,000円(千円未満切捨て)$ $\Rightarrow 25,000円 > 18,000円$
返還免除額	・・・ $18,000円(奨学金月額) - 10,000円(控除額) = 8,000円/月$

② 1月当たりの通学費が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	・・・ 18,000円
通学距離片道	・・・ 15.4km
1日の距離	・・・ $15.4km \times 2(往復) = 30.8km \rightarrow 30km(1km未満切捨て)$
1月の距離	・・・ $30km \times 20日 = 600km$
1月の通学費	・・・ $600km \times 25円 = 15,000円 \Rightarrow 15,000円 < 18,000円$
返還免除額	・・・ $15,000円(1月の通学費) - 10,000円(控除額) = 5,000円/月$

2 下宿費等

下宿費等に賄い費(食事代)が含まれているかどうかに関わらず、下宿(寮)するための契約金額が対象となる。

(1) 下宿費等が月額で定められている場合

① 1月当たりの下宿費等が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	… 35,000円
下宿費等月額	… 55,000円 ⇒55,000円 > <u>35,000円</u>
返還免除額	… 35,000円(奨学金月額) - 12,000円(控除額) = 23,000円/月

② 1月当たりの下宿費等が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	… 35,000円
下宿費等月額	… 30,500円 → 30,000円(千円未満切捨て) ⇒ <u>30,000円</u> < 35,000円
返還免除額	… 30,000円(下宿費等月額) - 12,000円(控除額) = 18,000円/月

(2) 下宿費等が年額で定められている場合

① 1月当たりの下宿費等が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	… 30,000円
下宿費等年額	… 650,000円
下宿費等月額	… 650,000円 ÷ 12月 ≒ 54,166円 → 54,000円(千円未満切捨て) ⇒ 54,000円 > <u>30,000円</u>
返還免除額	… 30,000円(奨学金月額) - 12,000円(控除額) = 18,000円/月

② 1月当たりの下宿費等が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	… 35,000円
下宿費等年額	… 335,000円
下宿費等月額	… 335,000円 ÷ 12月 ≒ 27,916円 → 27,000円(千円未満切捨て) ⇒ <u>27,000円</u> < 35,000円
返還免除額	… 27,000円(下宿費等月額) - 12,000円(控除額) = 15,000円/月

(3) 賄い費(食事代)が1食当たりで定められている場合

1日2食、1か月を20日として月額を算定し、下宿費等月額と合算する。

① 1月当たりの下宿費等+賄い費(食事代)が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	… 35,000円
下宿費等月額	… 25,000円
賄い費(食事代)1食	… 360円
賄い費(食事代)月額	… 360円 × 2食(1日) × 20日 = 14,400円 → 14,000円(千円未満切捨て)
下宿費等月額+賄い費(食事代)月額	… 25,000円 + 14,000円 = 39,000円 ⇒ 39,000円 > <u>35,000円</u>
返還免除額	… 35,000円(奨学金月額) - 12,000円(控除額) = 23,000円/月

② 1月当たりの下宿費等+賄い費(食事代)が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	… 35,000円
下宿費等月額	… 22,000円
賄い費(食事代)1食	… 250円
賄い費(食事代)月額	… 250円 × 2食(1日) × 20日 = 10,000円
下宿費等月額+賄い費(食事代)月額	… 22,000円 + 10,000円 = 32,000円 ⇒ <u>32,000円</u> < 35,000円
返還免除額	… 32,000円(下宿費等月額+賄い費(食事代)月額) - 12,000円(控除額) = 20,000円/月

(4) 賄い費(食事代)が日額で定められている場合

1か月を20日として月額を算定し、下宿費等月額と合算する。

① 1月当たりの下宿費等+賄い費(食事代)が奨学金の額を超える場合

奨学金月額	… 35,000円
下宿費等月額	… 25,000円
賄い費(食事代)日額	… 1,110円
賄い費(食事代)月額	… 1,110円×20日=22,200円→22,000円(千円未満切捨て)
下宿費等月額+賄い費(食事代)月額	… 25,000円+22,000円=47,000円 ⇒47,000円> <u>35,000円</u>
返還免除額	… 35,000円(奨学金月額)−12,000円(控除額)=23,000円/月

② 1月当たりの下宿費等+賄い費(食事代)が奨学金の額を超えない場合

奨学金月額	… 35,000円
下宿費等月額	… 18,000円
賄い費(食事代)日額	… 800円
賄い費(食事代)月額	… 800円×20日=16,000円
下宿費等月額+賄い費(食事代)月額	… 18,000円+16,000円=34,000円 ⇒ <u>34,000円</u> <35,000円
返還免除額	… 34,000円(下宿費等月額+賄い費(食事代)月額)−12,000円(控除額) =22,000円/月

(5) 下宿費等の額が経費の区分毎に月額、年額等により、それぞれ別に定められている場合

(下宿費等が月額、共益費、管理費等が年額などの場合)

契約書等により経費の区分毎に定められた額を月額に換算して合算する。

奨学金月額	… 35,000円
下宿費等月額	… 15,000円
共益費年額	… 200,000円
共益費月額	… 200,000円÷12月≒16,666円→16,000円(千円未満切捨て)
賄い費(食事代)日額	… 900円
賄い費(食事代)月額	… 900円×20日=18,000円
下宿費等月額+共益費、管理費月額+賄い費(食事代)月額	… 15,000円+16,000円+18,000円=49,000円 ⇒49,000円> <u>35,000円</u>
返還免除額	… 35,000円(奨学金月額)−12,000円(控除額)=23,000円/月

3 通学費と下宿費等をいずれも負担した場合

どちらか奨学生の希望する経費の返還を免除することとして算定する。

4 他の団体による通学費等支援を受けた場合

他の団体による通学費等支援額を以下により算定した月数により除した額をもって1月当たりの額とする。

(1) 1か月定期券の額に対し他の団体が支援額を決定した場合

他の団体による通学費等支援額=他の団体による1月当たりの通学費等支援額

(2) 3か月定期券の額に対し他の団体が支援額を決定した場合

他の団体による通学費等支援額÷3か月=他の団体による1月当たりの通学費等支援額

(3) 121日を有効期間とする定期券等の額に対し他の団体が支援額を決定した場合

(有効期間が月を単位とするもの以外…学期定期等)

121日÷30日=4.03か月≒4か月(30日未満切捨て)

他の団体による通学費等支援額÷4か月=他の団体による1月当たりの通学費等支援額

なお、4(1)～(3)以外の支援を受けた場合(自家用車利用による通学費又は下宿費等への支援等)は、他の団体による通学費等支援の額の算定方法等を確認のうえ個別に算定する。